明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○港則法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**五）　一

〔告　示〕

○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成三十一年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（**財務**二三）　二

○著作者の実名登録の件（**文化庁**二）　三

○労働安全衛生法に規定する新規化学物質の名称を公表する件及び労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件の一部を改正する件（**厚生労働**三三）　九

○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（**農林水産**二二五）

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和一事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（**同**二二六）　一四

○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**二二七）　一五

○航路標識に関する件（**海上保安庁**八、九）　一七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一五

特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一五

地方公共団体
行旅死亡人関係　一五三

会社その他　一五三

会社決算公告　一五三

省令

○国土交通省令第五号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十二条並びに第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月四日

国土交通大臣　赤羽　一嘉